

No	12				No(再掲)							
該当箇所番号	3	-	1	-	1	-	才	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-
施策名	環境技術実証モデル事業(小規模事業場向け有機性排水処理技術分野)											
担当部局	環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室											
施策の概要	<p>環境技術実証モデル事業は既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的とするものであり、平成15年度から開始したものである。現在8技術分野で実施されている。</p> <p>小規模事業場向け有機性排水処理技術分野は平成15年度から本事業の対象技術分野に選定され、平成15、16年度の2年間で6実証機関において計18技術が実証された。</p> <p>環境モデル事業においては、受益者負担の観点から、技術分野ごとに実証開始から2年間程度を限度として、実証申請者から試験実費を徴収する手数料徴収体制に移行することとされており、小規模事業場向け有機性排水処理技術分野においては平成17年度に体制移行のための検討を行い、平成18年度より手数料体制において実証を再開する予定としている。</p>											
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>瀬戸内海関係府県における実施状況は以下の通り。</p> <p>大阪府 平成15、16年度に実証機関に選定され、計6技術を実証。</p> <p>広島県 平成15、16年度に実証機関に選定され、計5技術を実証。</p> <p>香川県 平成16年度に実証機関に選定され、2技術を実証。</p>											
進捗状況を示すデータ												
項目1											単位	対象地域
年度												
項目2											単位	対象地域
年度												
項目3											単位	対象地域
年度												

No	13	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 1 - 2 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - 1 - 2 -

施策名	ダイオキシン類対策の概要(ダイオキシン類対策特別措置法、海防法)
-----	----------------------------------

担当部局	環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室・水環境課 地球環境局環境保全対策課
------	--

施策の概要	ダイオキシン対策室
	1)ダイオキシン類対策特別措置法は、平成11年7月に公布、平成12月1月15日から施行されている。同法では、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、下記に記載する対策を定めている。
	2)同法では、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準として、耐容一日摂取量(TDI)及び大気、水質(水底の底質を含む。)及び土壌の人の健康を保護する上で望ましいとされる基準(環境基準)を定めている。水質についての環境基準は、年平均値1pg-TEQ/Lが定められている。
	3)同法では、排出ガス及び排水に関する規制として、特定施設を定め、排出規制を行っている。水質基準対象施設については排水基準値(10pg TEQ/L)を設け、規制を行っている。
	4)また、同法では、都道府県による常時監視及び特定施設の設置者による測定が定められている。このため、都道府県は汚染の状況を常時監視し、その結果を環境大臣に報告することとなり、平成12年度から全国的に水質の環境調査が実施されている。

瀬戸内海関係地域での実施事例	(1)ダイオキシン類継続調査地点における水質の平均値の推移
	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、平成12年度から全国的に水質の常時監視が実施されている。ダイオキシン類の常時監視が開始された平成12年度におけるダイオキシン類継続調査地点の水質の平均値は瀬戸法対象地域においては0.14pg-TEQ/Lであったが、平成16年度までに0.09pg-TEQ/Lまで低下している。

進捗状況を示すデータ		別添 図参照			
項目1	ダイオキシン類継続調査地点における水質の平均値の推移	単位	pg-TEQ/L	対象地域	瀬戸法対象地域
年度	H12 H13 H14 H15 H16				
	0.14 0.16 0.10 0.12 0.09				
項目2		単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度					
項目3		単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度					

No	14	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 1 - 2 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	- - -

施策名	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく施策概要
-----	--

担当部局	環境省環境保健部環境安全課
------	---------------

施策の概要	<p>1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)に基づくPRTR制度は、有害化学物質を環境中へ排出している量や廃棄物としての移動量を事業者自ら把握し、都道府県市を経由して国に毎年度届け出る仕組みであり、平成13年度以降のデータが届け出られている。</p> <p>2) 国は、届出データに加え、届出外データを推計し、毎年度公表しているところ。また、開示請求があれば、個別事業所のデータを開示している。</p> <p>3) 平成18年2月には、施行後第4回目の届出データの集計・届出外データの推計が公表された。全国約4万事業所から届出があり、届出排出量は、27万トン、届出移動量は23万トン、届出外排出量は35万7千トンであった。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1) 瀬戸内海地域の各事業所においても、他地域と同様に届出が行われているところ。</p> <p>2) 瀬戸内海地域の平成16年度の各府県の届出事業所数は下記のとおり 京都府 710、大阪府 1,939、兵庫県 1,845、奈良県 358、和歌山県 371、岡山県 874、広島県 1,011、山口県 631、徳島県 333、香川県 427、愛媛県 537、福岡県 1,455、大分県 408</p>
----------------	---

進捗状況を示すデータ		別添 図参照											
項目1										単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度													
項目2										単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度													
項目3										単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度													

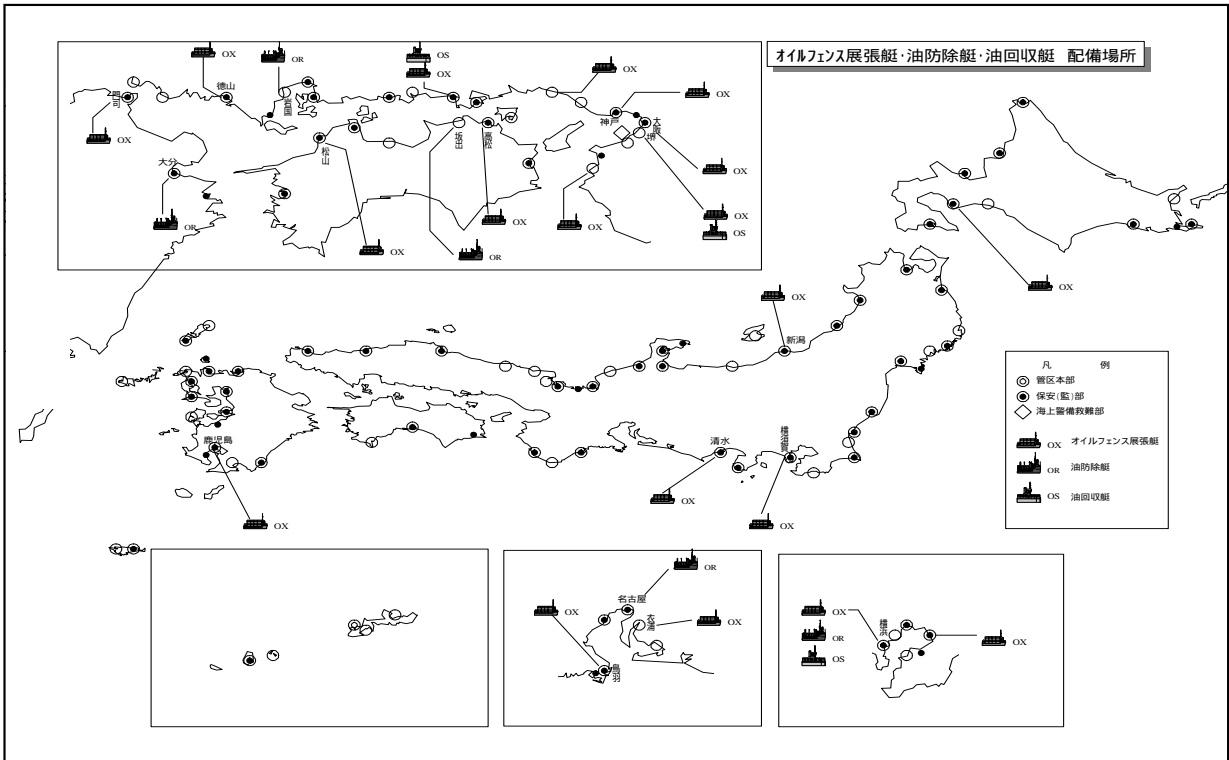
No	15	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 1 - 3 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

施策名	油流出事故対策の概要
-----	------------

担当部局	海上保安庁警備救難部環境防災課、国土交通省港湾局環境・技術課
------	--------------------------------

施策の概要	<p>海洋への油排出事故による被害を最小限に抑えるため、船艇・資機材の動員、防除措置等を迅速・的確に実施できる体制や、油排出事故に伴う火災に対応できる消防体制の確立に努めているほか、合同訓練の実施等により関係機関との連携の強化を図っている。</p> <p>廃油処理事業について</p> <p>1) 廃油処理事業は、MARPOL条約により船舶からの油の排出が原則禁止されていることに対して、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年12月25日公布)(以下「海防法」)に基づき、船舶の円滑な運航を確保するとともに海洋の汚染を防止するため、船舶内において生じた不要な油、いわゆる「廃油」を受け入れ、適正な処理を行うことを目的とした事業である。</p> <p>2) 当該廃油処理事業の実施主体は、民間事業者が海防法第20条第1項の国土交通大臣の許可を受けて運営する事業用廃油処理施設、石油精製業者等が海防法第34条第1項の国土交通大臣への届出により、主に自己の保有する船舶の廃油処理に供するために運営する自家用廃油処理施設及び港湾・漁港管理者が運営する廃油処理施設がある。</p> <p>船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、瀬戸内海(港湾区域、漁港区域を除く)において、海面に浮遊するごみや油の回収を実施している。(国土交通省港湾局)</p>
	<p>瀬戸内海における油流出事故件数(海難や取扱不注意、故意等による)は下段の通り。</p> <p>瀬戸内海において油回収兼用船の配備隻数は以下のとおり。</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	進捗状況を示すデータ												
	項目1	瀬戸内海における油流出事故件数								単位	件	対象地域	瀬戸内海
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17						
	61	60	60	79	70	57	66						
項目2	瀬戸内海域における油回収兼用船の配備隻数								単位	隻	対象地域	瀬戸内海	
年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17					
	5	5	6	6	6	6	6	6					
項目3	廃油処理施設数の推移								単位	件	対象地域	瀬戸法対象地域	
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17							
	46	45	47	46	45	46							



瀬戸内海域における油回収兼用船の配備状況(平成17年度現在)

No	16	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 1 - 3 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

施策名	大規模石油災害対応体制整備
-----	---------------

担当部局	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
------	----------------------------

施策の概要	<p>1)タンカー等からの大量の石油流出事故は、いったん発生すると環境等に大きな影響を与える可能性がある。しかし、事故対応の緊急性、十分な油濁防除資機材の保有の限界、環境汚染の広域化等から、地方自治体や民間のみでは体制を整備することが困難であることから、大規模石油流出災害に対応する体制の整備に関する事業への支援を実施。</p> <p>2)本事業は、石油連盟に対し補助金を交付し、同連盟がオイルフェンス、油回収機等の油濁防除資機材基地を設置。大規模石油流出災害が発生した際、災害関係者の要請を受け油濁防除資機材の貸し出し等を行うこととしている。</p> <p>3)瀬戸内海については、平成4年9月から倉敷に油濁防除資機材基地を設置。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>瀬戸内海における油濁防除資機材基地及び配備資機材</p> <p>(1)基地名 瀬戸内基地 (2)所在地 岡山県倉敷市 (3)開設時期 平成4年9月 (4)配備資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定式オイルフェンス Solid 1150(4000m)、Boom Bag(200m) ・充気式オイルフェンス Ro-Boom 1800(500m)、Deep Sea Boom(500m)、Ro-Boom 2200(250m)、Vee Sweep(60m)、Beech Boom(320m) ・油回収機 Tarantula(1基)、Desmi 250(1基)、Desmi Combination Skimmer(2基)、GT-185-6(2基)、Komara 40(2基)、Komara 12K(4基) ・移送ポンプシステム(1基) ・ビーチクリーナー Power Vac(4基)、Mini Vac System(2基) ・回収油バージ 25t(1基) ・オイルバッグ 50t(1基)、200t(2基) ・油水分離機(2基) ・仮設タンク 1.5t(2基)、5t(6基)、9t(24基) ・トレルテント(1基) ・可搬式照明器具(2基)
----------------	--

進捗状況を示すデータ																
項目1											単位		対象地域			
年度																
項目2											単位		対象地域			
年度																
項目3											単位		対象地域			
年度																

No	17				No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 1 - 3 -				該当箇所番号 (再掲の場合)	- - -
施策名	油防除技術に関する技術開発の概要					
担当部局	総合環境政策局総務課環境研究技術室					
施策の概要	<p>環境省においては、環境省設置法に基づき、各府省の試験研究機関等が実施する公害の防止、自然環境の保護・整備のために行う試験研究費を「公害防止試験研究費」として一括計上し、国の環境保全に関する試験研究の総合推進を図っている。</p> <p>そのうち、以下に油防除技術に関する技術開発に関するものを記載する。</p> <p>(1) 有害液体物質流出時の環境汚染モニタリングに関する研究(平成14年度～16年度 独立行政法人海上技術安全研究所) 小型船舶や航空機に搭載できる現場向きの環境汚染モニタリング装置を開発し、有害液体物質の有効な監視技術の確立を図ることを目的とする。このため、複数の有害液体物質が流出した場合の物質同定用のデータベース、核酸状態の表示に必要な流出範囲等を観測できる監視装置及び避難勧告の判断データとなる危険域の表示技術を含めたシステムを開発する。</p> <p>(2) 工事用作業船による浮遊重油回収システムの研究(平成16年度～18年度 独立行政法人港湾空港技術研究所) 回収作業を行う作業船の船種を想定し、これによる回収作業の運用手順を明らかにする。これに従い、搭載する油回収システムの開発を、現場会場の水温、波、流速を再現し、実際の重油を用いる我が国唯一の大型水槽実験により行う。最終的に、プロトコルモデルを作業船に搭載して海上で模擬的な作業実験を行い、運用も含めた作業用回収システムの提案を行う。</p> <p>(3) 流出油及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価(平成13年度～17年度 独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所) 流出油及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価に関する研究を速やかに実施する必要があるため、多環芳香族化合物(PAHs)及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価、PAHs複合添加時あるいは油処理剤添加時の有害性メカニズム解明及び石油類有害性の予測、日本沿岸の海産生物中石油成分濃度の把握を行う。</p>					
	瀬戸内海関係地域での実施事例	(1)～(3)は瀬戸内海を含む海域一般を対象とした研究開発である。				
進捗状況を示すデータ						
項目1	(1) 有害液体物質流出時の環境汚染モニタリングに関する研究				単位	対象地域
年度	H14	H15	H16			
項目2	(2) 工事用作業船による浮遊重油回収システムの研究				単位	対象地域
年度	H16	H17	H18			
項目3	(3) 流出油及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価				単位	対象地域
年度	H13	H14	H15	H16	H17	

No	18	No(再掲)	42
該当箇所番号	3 - 1 - 4 -	該当箇所番号(再掲の場合)	3 - 3 - 1 -

施策名 大阪湾再生の概要

担当部局 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

. 行動計画策定の背景と位置付け
 都市の魅力と国際競争力を高めるため自然と共生した都市再生が必要
 都市再生プロジェクト(第三次決定、H13.12)に「海の再生」が位置付け
 H15.7.28、関係省庁及び関係地方公共団体等が「大阪湾再生推進会議」を設置し、大阪湾再生の行動計画策定に向けた取り組み
 大阪湾再生推進会議構成機関:内閣官房、国土交通省、農林水産省、経済産業省、環境省、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市、(財)大阪湾ベイエリア開発推進機構

 . 大阪湾再生に向けての目標
 目標:「森・川・海のネットワークを通じて、美しく親しみやすい豊かな「魚庭(なになわ)の海」を回復し、京阪神都市圏として市民が誇りうる「大阪湾」を創出する」

 大阪湾再生に向け、関係省庁及び関係地方公共団体等が連携して改善に取り組む
 残された貴重な自然環境の保全を図りつつ、陸域の汚濁負荷量の削減、海域の浄化対策など、海の水質改善を図り、多様な生物が生息する健全な生態系を回復し、美しく親しみやすい水環境となるよう、森・川・海のネットワークを通じて総合的な取り組みを図る
 目標が本行動計画の実施で、どの程度達成されるか判断するため大阪湾全体に共通の具体的な目標及び指標について「多様な生物の生息・生育」「人と海、」との関わり」の観点から「質の改善」及び「場の整備」として設定

施策の概要

表-1 大阪湾再生に係る具体的な目標及び指標

具体的な目標	指標
年間を通して底生生物が生息できる水質レベルを確保する	底層DO ・5mg/L以上(当量は3mg/L以上)
海域生物の生息に重要な場を再生する	干潟、藻場、浅場等の面積 砂浜、磯浜等の延長
人々の観水活動に適した水質レベルを確保する	表層COD ・散策、展望:5mg/L以下 ・潮干狩り:3mg/L以下 ・海水浴:2mg/L以下 ・ダイビング:1mg/L以下
人々が快適に海にふれ合える場を再生する	自然的な海岸線延長
臨海部での人々の憩いの場を確保する	臨海部における海に面した緑地の面積
ごみのない美しい海岸線・海域を確保する	浮遊ごみ、漂着ごみ、海底ごみ

※必要に応じ、大阪湾全体に共通した具体的な目標や指標とは別に、個別エリアについて、特性に応じ具体的な目標及び指標を設定

. 重点エリア
 大阪湾再生の目標は大阪湾全体での達成が望ましく、大阪湾及びその集水域全体での取り組みが必要
 このうち、水質汚濁の状況、親水性などを考慮しつつ、再生への課題が多く、かつ改善する点が多い(概ね神戸市須磨区～大阪府貝塚市の範囲)を特に重点的に再生を目指す「重点エリア」と設定。

瀬戸内海関係地域での実施事例



図-1 重点エリア

. 計画期間
 平成16年度から10年間を計画期間とする

進捗状況を示すデータ									
項目1								単位	対象地域
年度									